

## 15-16世紀シュターペルの動態分析に向けて：ケル ンを中心とした史料論的概観(2)

田北, 廣道  
九州大学経済学部：教授

<https://doi.org/10.15017/4362401>

---

出版情報：経済學研究. 66 (4), pp.117-132, 1999-12-31. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# 15-16世紀シュターペルの動態分析に向けて

— ケルンを中心とした史料論的概観(2) —

田 北 廣 道

## 目 次

はじめに

### I. シュターペル法令

- (1) 史料論的概観
- (2) 史料抄訳；1497年「新旧法令」と1476年「魚取引法令」

### II. 皇帝・国王・諸侯の特権状

- (1) 史料論的概観
- (2) 史料抄訳；1505年皇帝マクシミリアンによるシュターペル特権の追認文書

### III. 会談議事録・会談用「資料」

- (1) 史料論的概観
- (2) 史料抄訳
  - ① 1472年ライン諸都市のシュターペル一覧
  - ② 1473年ケルン・ノイス市当局者の練会談記録
  - ③ 1497年ライン選帝諸侯とケルン当局者のシュターペル会談議事録(以上、前号)

### IV. 苦情(改善要求)書(以下、本号)

- (1) 史料論的概観
- (2) 史料抄訳；1489年ユリヒ大公宛のドルマーゲン流通税徴収所新設に関する苦情書

### V. 事情聴取記録・証言録(調査報告)

- (1) 史料論的概観
- (2) 史料抄訳
  - ① 1497年「ノイス苦情書」「ケルン事情聴取記録」
  - ② 1497年ケルンからライン選帝諸侯宛のシュターペル会談に関する補足説明
  - ③ 1490年ケルン市民の証言録

### VI. 商品没収記録

- (1) 史料論的概観
- (2) 史料抄訳；1465/66, 1470/71年ケルン市当局によるゲルデルン領民所有財の没収記録

む す び

## IV. 苦情(改善要求)書

### (1) 史料論的概観

苦情書の作成主体は、下記のように都市ケルンやノイスあるいはライン選帝諸侯と多様だが、その時々争点を直接書き留めた第一級の史料である。シュターペル関係の書簡をはじめ伝来史料の大半が、程度の差こそあれ、この範疇に分類できると言っても過言ではない。また、既述のⅢ会談議事録や下記のⅤ事情聴取記録とあわせて利用することで、この時期の苦情処理手続きについても情報をえることができる。この場では、ケルン・ノイス間のシュターペル抗争が次第にエスカレートし、そして頂点に達する15世紀最後の四半期の2点だけを紹介しよう。

①1489年3月ケルン市当局からユリヒ・ベルク大公宛の苦情書は、ノイス南方数キロに位置するドルマーゲンの流通税徴収所開設を契機にした、ノイスにおける「積替え」機能の拡大と、それに反比例したケルン商業とアクチーゼ収入の後退を問題にしている。ただ、この史料は狭義のケルン・ノイス間「抗争」の文脈でだけ理解してはならない。1475年皇帝特権に基づき新設されたケルン流通税は周辺諸侯・都市から猛反発を受け、特に1487年ライン選帝諸侯(評議会)はケルンのガッフエル宛に書簡を送り、2

年後のライン河の逆封鎖と封鎖区間の陸路輸送への切替えからなる強硬手段で威嚇しつつ、流通税撤廃のための市参事会への働きかけを要請したが、このユリヒ大公の措置もそれと無縁とは考えられないのである（K-II, 544-5：田北1998/99, 52-5）。

ところで、この苦情書は全体で8項目からなる。そのうちユリヒ・ベルク大公に事態の改善を要求した第6項、以前協議した貨幣問題に再考を促した第7項を除いて、相互に密接に関連した次の3項目を扱っている。第1, 4項は、ドルマーゲン流通税迂回を狙う低地諸邦出身の商人によるノイスでの積替えの増加と、そして第2, 3項は上部ドイツ(ラインガウ)出身の商人によるノイスでの葡萄酒取引の活性化とそれに伴うノイス商人による葡萄酒取引の拡大と、さらに第5, 8項はノイス船主の都市ドイツ側の航行やミュルハイムやニールでの積替えと、それぞれ関係している(抄訳IV-①を参照)。

ケルン・シュターベルが設定されても、完全な臨検体制が敷かれない限り、舟の航行全てを規制するなど思いもよらなかった。この史料にあるようにケルン対岸の都市ドイツ側の航行は、その水上権がドイツの都市領主であるケルン大司教に属していた事情も手伝って、広く行われていた。すぐ下で扱う、1497年10月ノイス市当局がケルン都市役人の強硬措置を糾弾した苦情書にも、都市ドイツ側を航行していたノイス船主への不当な寄港命令が出てくるし、抄訳Ⅲ-③「シュターベル会談」の質疑応答において件の「ノイス苦情書」の第5, 6項が問題とされた際に言及された「早朝(市場開始時間以前)に行き来する船主」froschifferも明らかにシュターベル迂回を指している。

②1497年10月ノイスからケルン宛の苦情書

(以下、「ノイス苦情書」と略す)は、ケルン都市役人がノイス船主に加えた制裁措置を非難したもので、抄訳Ⅲ-③「シュターベル会談」の開催にとり直接のきっかけとなり、抗争のハイライトに位置する史料の一つである。それは10項目からなり、1497年10月「新法令」の発布と市門協への掲示を「新たな企て」と非難した第10項を除けば、いずれも個々の商人と船主に対しケルン都市役人がとった強硬手段を糾弾する内容となっている(抄訳は後述の「ケルン聴取記録」と一緒にV-①に載せている)。

この史料からは、明らかに行きすぎとみなせるようなケルン側の実行使を読みとれる。第4項の船室破壊と臨検、第5項の寄港強制、第6項の曳き綱の切断、第8, 9項の舟・積荷の引き返し命令、がそれに当たる。ただ、これら強硬措置にノイス側が強く反発して苦情書を寄せ、それでも「埒があかずに」ライン選帝諸侯にまで訴えた事実は、通説の前提とする「通過、販売、積替え」強制が決して日常的なルールではなかったことを、別の角度から浮き彫りにしている。

(2) 史料抄訳；1489年ユリヒ大公宛のドルマーゲン流通税徴収所新設に関する苦情書前書、「以下の諸点は、栄誉ある都市ケルンの市参事会から高貴な君主、ユリヒ・ベルク大公ヴィルヘルム閣下に対し、大公閣下の御寛大な評議会と友人ともども協議いただきますよう要請しました請願事項であり、先にケルンのプリートゲル修道院において市参事会の代表者から大公閣下の評議会員と友人に手渡しいただけるようお願いしていたものです」(K-II, 572)

1. 「栄誉ある都市ケルンの市参事会は次の苦情を寄せてきた。ドルマーゲンでの流通税徴

- 収によりケルン・シュターペルとアクチーゼ収入の壊滅と市民の生業の阻害が生じている。すなわち、それまでケルンで財を積み込んだり受け取ったりしてきた、フェンロー、レールムント、マーストリヒト、リエージュ、アントウェルペン、ヘルツォーゲンブッシュ、グラーフエや他都市の商人が、前述の流通税を回避するために、ライン河の上下流向けの葡萄酒と他の財を揃ってノイスまで運び、そこで荷車に積替えている」(Ebenda. 572)
2. 「上記の都市の市民と商人、あるいは自らは財をライン下流に向けて運ぶことをせず、ケルンで葡萄酒や他の財を買い求める、イーディングン、ケムペン、ゲルデルンや他の都市や周辺の場所の市民と商人が、流通税を迂回するために葡萄酒をノイスから求めさせている」(Ebenda. 572)
3. 「ラインガウから1ツォルフダーの葡萄酒をライン河を下流に向けてノイスまで運ぶとき、ドルマーゲンで流通税を徴収される限り、ケルンまでとほぼ同じ費用でできるのだから、ノイスの商業と生業は増加し、ケルンのそれは減少してきた。いまでは、2-3人のノイス市民は年1200-1300フダーの葡萄酒を扱い売買するようになった。ツォンスで流通税免除のもと通行できたときには、全体でもそれほどの分量には達しなかったものを」(Ebenda. 572-3)
4. 「鯨、塩、獣脂、バター、チーズ、麻織物、他の財を荷積みした低地諸邦の商人はすべて、彼らの商品をケルン・シュターペルに持ち込み、彼らの財をケルンで積替えることを常としてきた。しかるに、今や上記の流通税のためにノイスに運び込み、ライン河を遡上するようになった」(Ebenda. 573)
5. 「上記の財を積んだノイス商人(船主)は、ミュルハイムやニールの近くでそれらをミュルハイムや他所の船に積替えたり、それらの場所に隠した後で大型の船に積込んで、そこから船でドイツとその近辺に運んでいる。万一、ケルンでその事実が露呈した場合、古くからの慣習に従って返送される — これまでしばしば起こっただけでなく、現在も起こっている — のだが、既述のように、財の積替えと輸送が行われない場合、彼らはドイツ側をボルまでケルンを避ける形で遡航しており、それによって都市のシュターペルの崩壊が生じ、アクチーゼも顕著に減少した」(Ebenda. 573)

## V. 事情聴取記録・証言録(調査報告)

### (1) 史料論的概観

上記のように対外的な苦情を受け取った場合、市当局は当該問題の関係者から事情聴取を行った上で解答を送るのが常だった。したがって、IVの苦情書と事情聴取記録が揃って伝来していれば、当事者双方の言い分を均等に聞けるし、抗争の背景に横たわる事情も読みとれる。さらに、シュターペル運用の現場に立つ都市役人の発言を直接聞けることも見逃せない。その点、何らかの事件発生時に証人を召喚して行われる証言の記録も変わるところはない。以下、それぞれ2点ずつ代表的な史料を紹介しよう。

①1448年ケルン市場向けに運搬途上の家畜の買占めをめぐるケルン・ノイス間で交わされた往復書簡が、苦情処理に関する典型例を提供する。ノイス市当局の返書は、「貴兄らは、我らの市民と家畜商数名が、貴兄らの都市ケルンの市場で商人に販売すべく運搬途上の雄牛や家畜

をノイス市場に引き留めて(価格つり上げのため)買占めを行ったとの主旨の書簡を送られました。我らは、我らの市民と家畜商数名と件の問題につき話し合いを行いました。それから得られた回答は、彼らがケルンで販売される予定の雄牛数頭を購入して貴兄らの市民にたいし買占めを行った事実はないということです」と書き送っている。それに続き家畜商ゴートクナイプらの証言が載せられているが、それに従えば苦情書の送付にもかかわらず、ケルン商人とノイス家畜商は利害対立よりは、むしろ共同出資による緊密な連携関係にあったことがわかる(田北 1999, 404-6)。

②ケルン・ノイス間のシュターペル抗争の頂点をなす1497年には重要な史料が伝来する。一つは、先に取り上げた「ノイス苦情書」に対しケルン市当局が起重機係 Kranmeister — 起重機と付属用具の管理から徴税、記録簿作成、都市会計局への報告など統括責任者(Kuske 1914, 7-19) — を相手に行った事情聴取記録(以下、「ケルン聴取記録」と略す)である。苦情項目のそれぞれにつき聴取記録が載せられているが、10項目のうち史料刊行があるのは、最初の4項目にすぎない。史料集の編者のクスケが指摘するように、第5-10項は加筆と修正箇所が多く判読不能だという。しかし、1497年10月17・18の両日「シュターペル会談」において「ノイス苦情書」が議論された折りに、幸い第5, 6, 9, 10項をめぐり質疑の応酬があり、ケルン市長ヴェーゼルの答弁によってそれら4項目の事情聴取記録に代えることができる。抄訳V-①には、「ノイス苦情書」とこの聴取記録を合わせて載せておいた。

この史料が、現場統括者の留保する大きな自由裁量権を浮き彫りにしたことは先に述べた。

また、一見強引とも見えるケルン側の措置にも、それなりの理由があったことが分かる。第2項では「ケルン大司教の発行した証明書の不携行」が、第5, 9項では寄港強制と蟻返送措置の理由として「ヴェントグート」の積載が、第6項では曳き綱切断の背景として市参事会・市民との係争が、それぞれ挙げられている。一方の当事者の言い分に与することなく、両当事者の主張に耳を傾け、さらに可能であれば、その後の係争の行方を見きわめつつ判断する必要がある。最後に、実力行使をしてまでケルン市当局がシュターペル法を徹底しようとした品目が注目される。第1, 2, 3, 4, 5, 8, 9の7項目が鯨、燻製鯨、干魚、塩、油という「ヴェントグート」に関連しており、市当局の品質管理への並々ならぬ意気込みをうかがわせている。

③1497年11月ケルン市当局が10月の「シュターペル会談」において積み残しとなった問題につきライン選帝諸侯宛に送った書簡である。恐らく、何らかの調査ないし協議に基づき作成されケルン市長の名前で送付されたと思われるが、その経緯については不詳である。

これは、前書を除き10項目から構成されており、全体として「シュターペル会談」でケルン市長が述べた原則 — 「新法令」の発布と揭示は古い慣習・法令・特権に基づいた正当な行為であること、シュターペルは「検査・規格化」政策として十分に機能して公益性をもつこと — を反復した上で、個々の項目に説明を加えている(抄訳V-②)。

この10項目の内訳は、第1項の「ヴェントグート」の解説、第2, 3, 10項の塩、乳製品、油、葡萄酒の検査手続き、第4, 5, 6, 7, 9項の「新法令」の条項と罰則の解説、第8項の「事情聴取記録」(第1項)に登場したケルン商人

の参審人裁判の判決に基づく処罰、におよそ大別できる。そのうち第4項は、既述のように「ヴェントグート削除の意味」について独自の解説をつけており、史料文言に関する解釈幅の広さをかいま見せて興味深い。また、第5項では「新法令」の狙いが、上記のように、法の効果的運用にあることを明らかにしている。

④1475年皇帝特権に基づき開設されたケルン流通税徴収所が、その後周辺諸侯と都市の反発を招き、1489年からライン選帝諸侯によるライン河の逆封鎖とコブレンツ・ツォンス間の陸路輸送への切り替えという報復措置にまで発展したことは先に述べた。この報復措置の時期、当然ながらケルン・シュターペルの迂回が頻発することになり、この関連でケルン市民の証言録が多数伝来する。ここでは社会的出目を異にする証言者の2史料を紹介しよう。

第一の史料は、1490年3月ケルンの委託商Wirt<sup>11)</sup>の証言録である。それは4項目からなり、第1、2項目は安全護送状の発給に関わっており、ここでの問題と直接の関係がないことから除外した(抄訳V-③-1)。第3項はハンネン通りに居を構える委託商ブッツの証言として、イングランド産毛織物を荷車に積み、ケルンを迂回してボン、コブレンツ、ミュルハイムまで運んだことを伝えている。ライン河の航行に障害が生じた場合、陸路輸送に切り替えることは容易だったのである。いや、ディルルマイアーやイルジーグラーらが指摘するように、低地諸邦南部との交易に際しては陸路の方が選好された<sup>12)</sup>。第4項はラインベルクの委託商デームの

証言として、エルケレンツ、ノイス、ミュルハイムの「顧客」の財を受領したことを載せており、抗争期にもノイス商人たちとの共同商業の存続を伝えている。

第二の史料は、1490年12月「ケルン市長と市参事会の全権代表、尚書官(首席公証人)で法律顧問官のゴトベルク」がボンに赴きアーヘン市民らを相手に尋問を行った際の証言録である。これは6項からなり、そのうち5項目は運搬人の口を通じて葡萄酒、洋紅、「乾燥商品」がボンで荷揚げされたあと陸路アーヘンまで運ばれていたと述べている(抄訳V-③-2)。残りの1項目は、ボン流通税徴収所におけるゴトベルクの実地見聞報告で、舟13艘分の葡萄酒が起重機を使って荷車に積替えられていること、それ以外にも陸揚げ待ちの舟2艘があること、の2点に言及する。いずれも1489年からライン選帝諸侯とヘッセン方伯らが敷いた報復措置が徹底された模様を伝えているが、その一方で、「ケルンはシュターペル都市・商業都市にとどまるべし」とお墨付きをもらっていたためもあってか、シュターペル迂回をめぐる尋問がさほど深刻味を帯びていなかったことが目を引く。

## (2) 史料抄訳

### ①1497年10月「ノイス苦情書」「ケルン事情

12) ライン河上下流域は、代替可能な陸上輸送路の存否の点で好対照をなしており、この競合路の存在が下流域における通過商業への過重な負担を躊躇させる一因となっていたという(Dirlmeier 1987, 32-5; Irisgler 1975, 272-80)。ちなみに、近世の事例に属するが、17世紀末ライン商業衰退の原因と復興策をめぐる論議も、間接的ながら、その点を裏付けている。すなわち、デュッセルドルフのプファルツ選帝侯の評議会が陸路関税の引き上げを通じてライン交易の回復を提案したのに対し、ケルン大司教の評議会は陸路関税の迂回が容易なこと、ライン河交易の回復は低地諸邦・上部ドイツ交易の活性化に他ならないこと、の2点を指摘して鋭く反論している(Gothein 1895, 362-3)。

11) クスケの解説によれば、外部商人の委託を受け外部商人の勘定で財貨販売を担当するケルン商人を指す。ケルンにおける余所者同士の直接取引を禁止したガストレヒトも、その発達を促進した(Kuske 1905, 281-2)。

聴取記録

[註] ここでは苦情に対する回答を、起重機係の証言と市長の答弁とはっきり区別するために、前者には「回答」と、後者には「答弁」の表現を当てており、苦情と一対になるように配した。ただ、「シュターペル会談」でも取り上げられなかった第7、8項については苦情だけを載せている。

第1項、苦情「ケルン市民(都市当局)は、鯀を積んだ船主に対しケルンで陸揚げを強要したために、鯀の所有者に多大な損害が発生した」(K-II, 737)

回答「まず、第一項に関して起重機係ハインリヒ・ファン・ヒルデンが聴取を受け、次のように証言した。別の機会にケルン市民のボンゲンクライスが鯀をケルンに持ち込み、都市の法令と慣習に違反して彼自身と彼の使用人を使って陸揚げさせたことがあった。ハインリヒは自らの権限に従って、法令と慣習の遵守を命令したが、その法令を知らなかったというので大目に見て、それらの鯀を彼の使用人を使って再度彼の船に積込ませた。誓約した荷役夫以外の者を使って(積み降ろし)させることはできません」(Ebenda. 738)

第2項、苦情「彼ら(ケルン市当局)は、塩を積みライン河を遡上しようとしていた船主に強要して塩を起重機で荷揚げさせ、その後、再度下流に向けて運ばせた」(Ebenda. 737)

回答「第二項に関しては、次のようなことがありました。ある時一人の年老いたノイス市民が、慣習的な証明書を携えずに塩を上流に向けて運んできた。その際、彼は、それらの塩がケルン大司教様の所有物で、彼に

荷積みさせたのであり、それを証明できるから妨害せずに通行させるようにと、述べた。しかし、事実はそれと違っており、彼がケルン内で葡萄酒の澱や他の物と交換すべく販売・譲渡したことが真実だと、人伝に聞いて判明した。古くからの慣習であり古くから遵守されてきた法や慣習的な証明書に違反した行為を彼は行った。このノイス市民は、ケルン市参事会が想像もしなかった仕方、ある期間塩を放置した後、やっとノイスの船に再度積み込んで運び去った」(Ebenda. 738-9)

第3項、苦情「彼ら(ケルン市当局)は、燻製鯀を積んでライン河を遡上しようとする、従ってケルンを仕向地としない船主に都市役人を通じて停船させ、燻製鯀をライン河に投棄させた」(Ebenda. 737)

回答「第三の点には、次のように答えられよう。フィルキュという名の男が燻製鯀をケルンまで運んできたが、検査の結果、それは不適格で傷みもひどく腐臭がすることが判明したので、取引所の誓約した下級役人に命じて、法と慣習に従ってライン河に投棄させた。これは不法な処置ではない」(Ebenda. 739)

第4項、苦情「ケルン都市役人はライン河上の船主の船に乗り込み、船室を壊して積み荷の検査を行った。さらに、彼らは数人の船主に、ケルンより下流の場所で商品と財を積み込まないように命じた。そして、船主達がそれを行う限り、ケルンの起重機と荷役夫を彼らの利用に供さないと伝えた」(Ebenda. 737)

回答「第四の点について、都市役人、とくに起重機係は誰かの船に暴力を加えたり、船室

を壊したり、あるいは誰にも不法な振る舞いをする権限はない。その者の意志に反して強行せざるをえない、したがって市参事会ともども責任を負うべき場合を除く。すなわち、魚や塩など不適格なシュターペル財は包装させず、また適格であるとの慣習的な証明書を携行しない財は、夜陰に乗じて船や荷車に積んで都市の前を通過させず、さらに河港において適格な財に紛らして上部ドイツに向けて運ばれることも多々あったが、ケルン市参事会は古くからの慣習にもとづき都市役人に命じてシュターペルを堅持させてきた」(Ebenda. 738)

第5項、苦情「ライン河の遡上を考える数人の船主は、その種の制限を回避すべくケルンから離れ反対側の都市ドイツの前を航行しようとした。船主達がドイツの前まで来たとき、都市役人が水夫ともども来て、そこから再度ライン河を荷積みしたまま下るように命じた」(Ebenda. 737)

答弁「それも早朝に行き来する舟主 froeschiffer に関連している。彼らは艫綱を舟縁に載せたまま、相並んでブレーマン小路まで遡上しており、しかも誰かに強制されてではなく自発的にライン対岸を航行している。起重機係が彼らに停船を命じたとき、40-50 マルターの積荷の中に不正が見つかった。すなわち、鰯と油というヴェントグートが含まれていたので、起重機係は(シュターペルとアクチーゼの迂回から生ずる)都市の損害について警告を発し次のように言った。諸君は、ケルンに運ぶべき財に関する法令に違反していることを十分に承知しているのか。市参事会は、他の者達と同じように諸君にも公正な振る舞いを強要するこ

とになるということをよく考えるようにと」(Ebenda. 749)

第6項、苦情「彼らの役人は、ケルンより下流側で船主の曳き綱を切断し、それを再度つなぐような場合、再度切断させるか砲撃させると言った」(Ebenda. 737)

答弁「恐らくは、次のような事情だったのだろう。その舟主は、ケルン内で市参事会なし誰かケルン市民に対して不法な振る舞いを働いたが、市参事会は強硬手段を講ずることなく、聖クニベルト塔のブルクグラーフを通じて、次の警告を与えるにとどめおいた。すなわち、不法な振る舞いに関してケルン市参事会との間に和解成立までの期間、都市ケルンの前面を舟で航行すれば係留されることがあると(この警告を無視した航行と、市参事会の同意を得ないブルクグラーフの下役人による曳き綱の切断)」(Ebenda. 748)

第7項、苦情「彼ら(ケルン役人)は、葡萄酒を積んでライン河をケルンの前を下流に向かって運ぶ数人の舟主に対し、幾つかの場所で販売しないと誓約を強要した」(Ebenda. 738)

第8項、苦情「塩を積んでケルンの前を遡上しようとしたトルンプヘンという名の船主は、ケルンの役人から塩の返送を強要された」(Ebenda. 738)

第9項、苦情「ゾマーという名の船主が、一籠の蠟を積んでフランクフルトまで行く途中でケルンに来たとき、ケルン市参事会から、その蠟を返送すべきで他の船への積替えは禁止されるとの決定を伝えられた」(Ebenda. 738)

答弁「若干のヴェントグート、すなわち干魚が

デフェンターにおいて荷車に積まれてノイスに到着し、そこで舟に積替えられケルンまで運ばれてきたので返送されたと、市参事会から報告を受けている。これら干魚と一緒に積まれていた籠入りの蠟もひとまとめにして返送されたが、これは市参事会の命令や同意のもとに行われたわけではない」(Ebenda. 746-7)

第10項、苦情「ケルン都市当局は、シュターペルに関し新たな企てを行い、それ(新法令)を市門の前面に掲示させた。その内容は、以下の通りである」(Ebenda. 738)

回答「ケルン市参事会が(シュターペル)一覧を掲示したからといって、新規なことを企てたり、誰かを苦しめようというのではない。ただ、彼らの都市と市民の利益のためだけでなく、ライン水流全体と上部地方の利益と福祉のためという正当な理由をもって、ケルンの歴史の古い賞賛すべき制定法と法令を、長い年月にわたり皇帝・国王陛下、ケルン大司教閣下の特別な恩寵により下された自由と特権を平和裡に保持し行使できるような仕方でも更新しただけである」(Ebenda. 742)

②1497年11月ケルンからライン選帝諸侯宛のシュターペル会談に関する補足説明

前書；積み残しの問題への解答、皇帝・国王とケルン大司教の発給した特権に基づく正当な行為なこと、「選帝諸侯の治めるラント、自由・帝国都市、上部ドイツの商人、選帝諸侯の領民たちが、(都市ケルンより)はるかに大きな利益を得るわけです」(K-II, 754)と表現される公益性の主張

第4項、「新法令」第1条の解釈；「ヴェント

グート」の文言の削除

「それは、次のことを意味するわけでない。すなわち、それ(湿った商品)は、ただ湿った商品と食料品を指すわけだが、古くからの慣習に従って、それ以外の財を含まないわけではない。(シュターペル)一覧表は、その条項で印象的な言葉を載せており、だれが見ても確認できるように、『湿った商品』が挙げられている。また、我々は、本条項を長い間行ってきたのと違った仕方でも運用しようとしてはいない」(Ebenda. 755)

第5項、「新法令」第1条の解釈；違反者への起重機と荷役夫の使用禁止

「賞賛すべき法令・制定法を見出したり、作ったりするだけでは十分でなく、むしろそれをどのようにして遵守し、行使すべきかを考慮すべきである。月日と人間の思考が進むなか長い間、今日に至るまで、次のことが慣習として維持されてきた。すなわち、ケルン下流から塩や他の湿った商品をもって都市ケルンの前に来るとき、それをシュターペル(流通税支払と積替え)に供すると。それを守らない者には、今後働いたり、起重機を利用させたりしてはならない」(Ebenda. 755-6)。

③-1 1490年3月ケルン市民の証言録

1. 「ハネン通りの委託商 wirt テービス・ブッツは、次のように証言した。およそ10-12日前彼は、荷車5台分のイングラント産毛織物をケルンを通らずに陸路でボンまで運び降ろし、また、次の金曜日に荷車3台分の同じ商品をケルンを通らずコブレンツまで運び降ろしたと。この朝、コブレンツ行きの荷車2台分の積荷が四旬節半ばの日曜日の前日にケル

ンを通らずミュルハイムまで運ばれ降ろされた。他の機会にたびたび行われた輸送は、40-50台の荷車に達する」(S. 590/1)

2. 「ラインベルクの委託商デームは次のように証言した。彼は、エルケレンツ、ノイス、ミュルハイムの顧客・商人の財を受け取り、そこに放置したままにした。どのような仕方  
で商人が、そこから発送したかについて彼は知らされていない」(Ebenda. 591)

### ③-2 1490年12月ケルンの法律顧問官・首席公証人の証言録

1. 「7 (87)年都市ボン — ケルン大司教領内のライン河沿いに位置し、都市ボン内のアルフターを経てアーヘンまで至る陸路に接する — の前面と外に、有徳な公証人、栄誉ある証人達、及び名誉あるケルン市長と市参事会の尚書官 (主席公証人) で法律顧問官で全権代表のヨレス・ゴルトベルクが出頭してきた。このゴトベルク自身、葡萄酒を積んだ6台の荷車の通行を目撃したのであるが、その荷車の運搬人に対して、どこで葡萄酒を積み込んだのか、どの道を通って来たのか、どこに行こうとするのか、積み荷は誰のものか、と明確に尋ねた」(Ebenda. 599)
2. 「彼らはすぐに次のように答えた。葡萄酒はボンの起重機を使ってライン河から荷車に積替え、ボンを通過して、彼ら自身と同じアーヘン市民のところまで運ぼうとした」(Ebenda. 599)
3. 「ゴトベルクは、ボンの市場に葡萄酒を積んだ荷車10台と、他の乾燥商品を搬入し再度荷積み予定の多数の荷車があったと述べた」(Ebenda. 599)

## VI. 商品没収記録

### (1) 史料論的概観

ケルン・シュターペル法のもとで行われるライン交易の実情、すなわち財や人の流れ、その季節的变化、商業の方向、商業の形態などに関する情報の宝庫である。15世紀前半ゲルデルン大公位継承戦争期に個々の商人・船主を対象に行われた身柄拘束と財没収の例は枚挙にいとまないほどだが<sup>13)</sup>、ここで取り上げたいのは、より包括的な史料群である。すなわち、ゲルデルン領内におけるケルン市民からの財没収にたいする報復措置としてケルン市当局が、1465年10月5日-1466年2月4日、1470年7月20日-1471年1月27日の2度にわたり導入したゲルデルン大公領民所有の財没収記録である。この記録には、全てではないが船主や商人の名前、商品名(時には積載量)、積み込み(購入)地、仕向地が書き留められており、ライン商業に関する貴重な史料となっている。それに匹敵する史料としてケルン流通税徴収記録がある(John 1889の末尾に付された一覧を見よ)。

抄訳VIには、月ごとの上・下流向けに運ばれる財の一覧と、そのうちシュターペル抗争の当事者であるノイス商人と船主に関係した31項目とを挙げておいた。1465/66年と1470/71年を比較したとき、秋の主力商品の顕著な変化が注意を引く。下流向け商品の筆頭に葡萄酒がくること、それ以外には石材、木材、金属が加わること、の2点に変わりはないが、上流向け商品に

13) クスケ編の『中世ケルン商業・交通史関係の史料集』第1巻に所収された1420年代から30年代の史料の大半が、この戦争に関連しているといっても過言ではない状態にある(K-I, 236-333: 田北 1999も参照せよ)。

つについては、まったく事情を異にする。1470/71年には油、乳製品、塩などと並び「ヴェントグート」の中核を占めていた鯨が姿を消しており、陸路輸送への切り替えを想起させる。それ以外にも低地諸邦産毛織物の輸送の頂点がフランクフルト大市開催期にあったことなど、商業史にも有益な証言が含まれる。

なお、この史料の冒頭には、ケルン市参事会と44人委員会がこの強硬措置に踏み切るに当たったの決定事項7項目が併記されており、財没収を実施するための手続きを読みとれる。まず、ライン河上で厳格な臨検体制を敷くためにケルン対岸の都市ドイツ側に杭打ちして舟曳道の利用を左岸に限定し、同時に昼夜を問わず兵船を配し、さらに不法通過舟を威嚇するために大砲まで設置している。それと並行して、事前通告のためライン選帝諸侯をはじめ諸侯、司教、都市宛に42通の書簡を送り、この措置への理解を求めている。このように厳格な臨検体制をとることは容易ではなく、膨大な出費と労力を要するのであり、特別な事情がない限り、採用されることはなかった。通説の前提とする「通過、販売、積替え」強制は日常的な体制ではなかった。このことは、「抗争」相手のノイスの商人と船主の上下流双方向への活発な活動からも裏付けられよう。

(2) 史料抄訳；1465/66年、1470/71年ケルン市当局によるゲルデルン領民所有財の没収記録

1. 商品流通の季節変化(K-II, 165-78, 233-46)

1465年

10月；下流向→大半は葡萄酒(果実酒)、商人と船主の出身地は低地諸邦と下ライン、フランクフルト大市経由の毛織物、

ブリキ板、香辛料、水車石、ケルンで購入した鉄・鋼

上流向→雄牛、馬、塩、鯨、乳製品(バター・チーズ)、獣脂、皮

11月；下流向→大半は葡萄酒、銅、鉄、鉛、バルヘント、小間物、栗、小麦、スレート板、木材

上流向→塩、大半は鯨、油、雄牛

12月；下流向→葡萄酒、木材のみ。12月11日まで4日分のみ記録(項目激減)

上流向→鯨、油

1月；下流向→葡萄酒、1月12日と15日の2項目のみ

上流向→なし

2月；下流向→葡萄酒

上流向→鯨

1470年

7月；下流向→葡萄酒、スレート板、水車石、石材。26日以降の3日分のみ記録

上流向→なし

8月；下流向→スレート板、水車石、石材、葡萄酒、塩、麻織物、毛織物

上流向→塩、フランクフルト大市向け

毛織物・鞣し皮、皮、鈴、獣脂、鯨(1例)、(フランクフルト大市開催期の低地諸邦・下ライン毛織物の高い頻度)

9月；下流向→葡萄酒、鉄、スレート板、小間物(フランクフルトからの帰荷)

上流向→毛織物、塩

10月；下流向→大半は葡萄酒、ブリキ、鉄、鋼、石材、家具、スレート板

上流向→塩、木炭、石灰、毛織物

11月；下流向→大半は葡萄酒、香辛料、毛織物、スレート板、石材、水車石、鉄

上流向→塩、石炭、鯨

- 12月；下流向→葡萄酒のみ。3, 5, 7日の  
3日分のみ記録  
上流向→なし
- 1月；下流向→大半が葡萄酒。6日以降の11  
日分  
上流向→鯨
2. ノイス関係の分；商人と船主の出身地，商  
品名，購入地，仕向地，その他の解説
- 1465年
10. 15；バッハラハの船主の証言，57ヒュッ  
テの塩をノイスでゲルデルン領民から  
購入(Ebenda. 166)。
10. 23；ノイス市民3名(一人は船主)の証言，  
ロイテスドルフで葡萄酒を購入  
(Ebenda. 169)
10. 26；オイスキルヘンの Heinrich Brieman  
の証言，1ラストの鯨は6週間前ノイ  
スでゲルデルン領民から購入し運ん  
できたもの，通行を許可(Ebenda. 170)
- ；ノイス市民 Arnold van Hoemberg と  
ボパルトの船主 Evert は船一杯の葡萄  
酒を運んできた(Ebenda. 171)
10. 30；ピンゲンの委託商 Derich Groetemaeg  
eが10. 26にノイスで積み替えた5ラ  
ストの鯨とチーズを Jacob van Attendorn  
(魚市場そばの委託商)が保管せざる  
を得ない。なぜならゲルデルン領民から  
購入されたから(Ebenda. 171)
11. 9；ケルン市民 Peter Cedell は，ノイス  
市民 Heinrich Verwer から1ラストの  
油を受け取った。ノイス市民 Verwer  
がそれを引取るまで保管すべきで，そ  
の引き渡しに当たっては，ノイス市当  
局発行の証書が必要である。ゲルデル  
ン領民との取引禁止令以前に行われた  
ので，それらの財は販売して良いこと  
(Ebenda. 173)
11. 12；ノイス市民の Gobel Trumpe, Lambert  
Doym は葡萄酒を運ぶ(Ebenda. 174)
- ；ノイス市民の Jacob Kyrchman (Suy-  
rappel) は1/2フィアテルの鉄を運ぶ
- ；ノイス市民の Engelbert は8ワーゲ  
ンの鉄を下流に向かって運ぶ
11. 20；ノイス市民の Arnold van Erpell,  
Gerart Puytsack, Hermann Artzitter,  
Philipp ten Schop は30フダーの葡萄  
酒を上流域から運んできた(Ebenda.  
176)
- 1466年
2. 4；ノイスの船主 Clais van Lorich は23  
樽の鯨をボパルト商人のために入手す  
るよう努力した。彼が証書の提示を約  
束すれば，上流に運んでよいこと  
(Ebenda. 178)
- 1470年
8. 25；バッハラハの Conrad は，ノイス向  
けの6樽の葡萄酒を Dronckenbolt の  
船に積載して運ぶ(Ebenda. 236)
- ；アールヴァイラーに居住する Peter  
van Ahrweiler と，レマーゲンの Johann  
Hunselgyn は，Johann Ackermann の  
船で下流に行き，ノイスで5フダー(30  
袋)の塩と若干の麻織物を買求め，  
さらに上流に向かう(Ebenda. 236)
8. 27；コブレンツに居住する Hilger van  
Oerver はノイスで購入した船一杯の  
塩を上流に向けて運ぶ(Ebenda. 236)
- ；ノイスの Heinrich Hairberger はホラ  
ント産毛織物を，Prior Hengyn から

- 荷積みして運ぶ(Ebenda. 236)
8. 29 ; 船主 Coentze Guyll の積載した4包の毛織物につき、ノイスの Gerart Lodewichs は所有権を主張(Ebenda. 237)
8. 30 ; ハインバハの Coentze Moelner はノイス向けの葡萄酒とスレート板の所有権を主張(Ebenda. 238)
9. 21 ; ノイスの Hermann van Monhem はノイスの平底船で6樽の葡萄酒を運ぶ(Ebenda. 240)
10. 3 ; オーベルヴィンターの Johann Hoese は葡萄酒(果実酒)を積みノイスに向かう(Ebenda. 241)
10. 12 ; ノイスの船主 Lewe は、木炭、石灰、樽を積んだ船で上流に向かう(Ebenda. 241)
10. 19 ; Peter van Ludestorp は葡萄酒(果実酒)をノイスを仕向地として運ぶ(Ebenda. 242)
10. 22 ; Wilhelm van deme Bosche は11樽の果実酒をノイスの平底船で運ぶ(Ebenda. 242)
10. 25 ; ヘルツォーゲンブシュの Johann Wilhelm は果実酒11樽をノイスの平底船で運ぶ(Ebenda. 242)
- ; ケトヴィヒの Tiele Becker はノイス市民 Dronckenbolt の船で果実酒4フダーを運ぶ(Ebenda. 242)
- ; ノイスの Arnt Oevelsuystu は果実酒をノイスに運ぶ ; ゲルデルン領民の所有物ではないこと(Ebenda. 242)
10. 29 ; ノイスの Sybe Kannengiesser は船一杯の果実酒をノイスに運ぶ(Ebenda. 243)

11. 8 ; エルペルの Severin Lach は船一杯の石材をノイスへ運ぶ(Ebenda. 243)
11. 27 ; Lewe van Nuys はノイスの船を上流に向けて航行する(Ebenda. 245)
11. 28 ; ウンケルの Johann Stoessel はノイスの平底船で葡萄酒を運ぶ(Ebenda. 244)
12. 5 ; Gottschalk van Nuys は船一杯の葡萄酒を運ぶ(Ebenda. 245)

### む す び

本論では、15-16世紀ケルン・シュターベルに関して伝来する多様な類型の史料のなかから主要なものを取り上げ、抄訳を紹介しながら史料論の角度から検討を加えてきた。個々の史料にちりばめられた重要な証言についてはI-VI「史料論的概観」を参照願うとして、この場では標題に掲げた「シュターベルの動態分析」に関連づけて検討結果を要約することで、むすびに代えたい。

(1) 皇帝・国王や諸侯の発給・追認した「特権状」、あるいは都市当局の発布した「法令」に依拠し、法制的手法に基づき構成された俗説の限界が幾重にも明らかにされた。

まず、それら「特権状」が問題解決にとって最後の「切り札」の役割を果たせないことは、市当局からも認識されていた。たしかに、15世紀第4四半期に尖鋭化したノイスとのシュターベル抗争においてケルン市当局は、自らの行動の正当性を主張するための法的根拠としてそれら特権状を常に引き合いに出してはいるが、1497年11月ライン選帝諸侯宛の書簡に明らかのように、「法令・制定法をどのようにして遵守させるかが問題」と明瞭に表現している。した

がって、シュターペル特権の史的起源を12世紀後半、あるいは13世紀中葉に求め、「それ以前は自由、それ以降は規制」と2項対立図式を使って経済・商業史を読み解くことは許されないのである。角度を変えれば、特権状や法令からは「通過、販売、積替え」強制体系としてのシュターペルの確立を読みとり、他方、苦情書、会談議事録、事情聴取記録など多様な種類の史料からは、広範なシュターペル批判の存在やシュターペルの動揺を導き出す、といった史料種類の使い分けは根本的に改めなければならない。

そして、その限りで、シュターペルにおける「法と現実の乖離」を語ることは、決して誤りではなからうが、やはり一面的のそしりを免れまい。1481年ブルグント大公が發布した鍊法令の例が教えるように、この法令自体、シュターペル都市ケルンと低地諸邦の諸都市が品質・規格保証のために積み上げてきた協議と草案作成の努力の産物に他ならなかった。この場合、「法令」は実際に発生した商業上の問題の解決策と見なせるわけで、「法と現実の乖離」、あるいは「法的な牽制手段としてのシュターペル」といった解釈では片づけられない。同じことは、国王の特権状にも当てはまる。15世紀前半のゲルデルン戦争に伴う商業紛争、あるいは15世紀末ノイス・ケルン間「抗争」に一応の決着をつけたのは、いずれも国王が発給ないし追認した特権状に他ならなかったのである(田北 1998/99, 1999)。

ところで、以上のような「法令」作成・発布に至る経緯とならび、史料論にとって看過できないのが、先行文書との系譜的關係の考察である。Iで扱ったように、1497年ケルン「新法令」は、1476年「魚法令」を下敷きで作成されていた。シュターペル法令をパブプロフの条件反射よ

ろしく「通過、販売、積替え」強制の体系と等置することなく、史料批判をしてかかる必要がある。そして、そこから出発するとき、次なる問いは、「魚法令」を下敷きで作成された「新法令」が1497年に公布され市門わきに掲示されざるをえなかったのはなぜか、ということになる。詳細は省くが、「新法令」の発布と掲示自体、1494年以降の不良鍊取引の横行と消費地からの苦情に直面したケルン市当局が採用した新たな措置の一環をなしていた(田北 2000)。したがって、この場合にも「法令」は実際の商業的困難に根をもっていたのである。

(2) シュターペルの実際の運用に関わる様々な種類の史料、とくに苦情書、会談議事録、事情聴取記録、財の没収記録は、人口に膾炙する商人の出自と商品の種類を問わない「通過、販売、積替え」強制体系説の限界を浮き彫りにした。

まず、1472年マインツで開催された会談用に作成された「シュターペル一覧」によれば、市当局が「シュターペル」のもとに理解していたのは、余所者同士の葡萄酒取引を禁止したガストレヒト、ノイスにおける荷車から船への積替え禁止、取引所や起重機などシュターペル関連施設にすぎず、上記の俗説とは大きく異なる内容を示している。

次に、12・13世紀以来シュターペルが一貫して行使されてはいなかったことを指摘できる。1472年ケルン市当局からレントマイスター宛の書簡は、この時期「シュターペルの再建」が急務と考えられていたことを明らかにしており、また15世紀ケルン・ノイス間のシュターペル抗争において半世紀にわたり「積替え」禁止という同じ問題をめぐり苦情の応酬があり、会談を開いて協議を重ねてきた事実が、むしろシュ

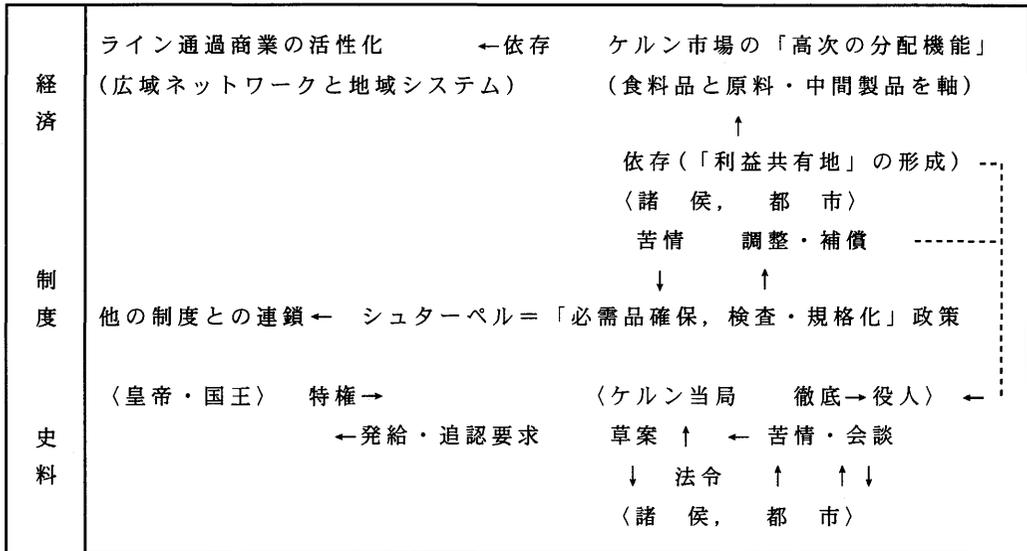
ターベルの不徹底を印象づけている。あるいは、そもそもシュターベルを強制する体制は敷かれていなかったと言った方が適切かもしれない。1465/66年、1470/71年ゲルデルン大公との商業紛争においてケルン市当局は厳格な臨検体制を敷いたが、それには莫大な費用と多大な労力を要しており、同時にライン商業に利害関係のある諸侯と都市からの了解も必要であった。このような煩雑な手順を踏み、水も漏らさぬ強制体制を敷くことは、むしろ例外であった。逆に、それだからこそ、1497年10月ノイス船主に対してケルン市当局が採った寄港強制や積替え地への返送強制のような強硬手段は、ライン河の水権を有する選帝諸侯をも巻き込んだ紛争にまで発展したのである。

(3) それら多様な種類の史料は、俗説の限界を浮き彫りにするだけでなく、動的なシュターベル像の再構成にとって重要な手がかりを提供している。

まず、シュターベルが都市の法的規制力の及ぶ範囲を超えて円滑に機能するためには、何よりも利害当事者である諸侯・領民や市民を初めとする幅広い階層の了解が不可欠だった。角度を変えて言えば、多様な伝来史料は、シュターベルをめぐる諸身分・階層の複合的な関係、特に反発を孕んだ「もたれ合い」をかいま見せているともいえよう(概念図を参照)。特権状の発給と追認を行う皇帝・国王、商業上の問題の解決を図る都市間での協議と草案作成を受けて「法令」を追認した諸侯、その運用に当たる都市当局、あるいは大きな裁量権をもつ現場統括者としての都市役人、さらに紛糾した「係争」に決着をつける国王の特権状といった具合に、円環的な交互関係で結びつけられている。

しかし、1480年代にケルン・シュターベルが低地諸邦と上部ドイツ諸都市から、またライン選帝諸侯から公認を受けたのには、それなりの理由がある。すなわち、15世紀のうちにケルン

概念図 15-16世紀ケルン・シュターベルをめぐる経済社会的な諸関係



[註] 矢印は関係の方向

市場が広範な諸層を相手に担う広域的な「高次の分配機能」が大きく拡充され、とくに聖俗を問わず周辺諸侯(領民)と都市民の必需品供給でのケルンへの依存度が高まっていたからである。この緊密な相互依存関係を象徴するかのよう、1470年頃から「利益共有地」gemein landの用語がシュターベル関係の史料に広く浸透してくる(田北 1998/99, 58, 表6を参照)。そして、この「利益共有地」向けに供給される「ヴェントグート」をはじめ適正な品質と量目を保証するための制度として発達したのが、シュターベルである。この制度は、生産地・消費地間の苦情処理の反復を通じて新たな内容を付加されつつ、「検査・規格化政策」(クスケ)として整備されてきた。したがって、ケルン・シュターベル公認の基礎には、中継商業機能の拡充と、市当局が膨大な費用と労力を投入して取り組んできた調整者機能の積み重ねとがあったのである。

ところで、ゲンネンヴァインは、時代と地域を越えシュターベルに共通する特質を「隣接諸都市を排除しつつ商品流通を特定都市(村落)の経済に奉仕させる法」(Gönnenwein 1939, 1)と表現した。この概念規定も間違いではあるまいが、シュターベルが利害当事者である諸層の合意、ライン通過商業の動向と不可分の「高次の分配機能」、および調整者機能の成否など不安定な諸要素に立脚している以上、「排他・独占」の側面をことさら強調することは許されまい。既述のように航行船舶に対する厳格な臨検体制は、商業紛争期など特別な時期を除き採用されなかったし、ディルルマイアーも指摘するように、そもそもシュターベルの存立基盤をなす通過商業の衰退をもたらす「独占」を大上段に振りかざしたとは考えられないのである。

その意味から、我々が立ち返るべきは、中世

ケルン商業・交通史関係の史料集の编者として余人の及ばぬ深く深い史料知見に基づき、優れた業績を多数発表したクスケの所説である。我々が継承すべき論点を含む2つの文章を引用してみよう。

「ケルン・シュターベルは、魚あるいはより広く『ヴェントグート』に関する限り、上部ドイツの都市から公認されており、衛生管理上有用な制度とみなされていた。したがって、ケルンはシュターベルにより可能となっているヴェントグート、魚、塩に対するポリツァイを引き合いに出すことで、ライン諸侯と競合都市の攻撃から、十分正当な根拠をもってシュターベルを防衛できたのである……ケルン・シュターベル(の例)が教えるように、今日(20世紀初頭)往々にして人為的で不適正で理解不可能なものとみえるその種の制度の背後に、(特に)制度の発展と全盛の時代には、深遠な経済的意味合いと重要な経済的要請が横たわっていたのである。その場合にシュターベルは、経済的な諸関係の拡大と洗練化に寄与し、同時により広大な経済地域にも貢献した」(Kuske 1905, 259)。「シュターベルは、それ以外の中世の経済生活・組織、すなわちギルド、手工業ツunft、安全護送、市場、取引所、流通税、アクチーゼ、交通手段、それと他の経済部門、とりわけ多種多様な職業活動と密接に結びつきながら発達してきた」(Kuske 1939, 3-4)。

すなわち、自由主義の色眼鏡を通して、とくに「自由に対する規制の体系」としてシュターベルを見る危険性を十分に意識し、シュターベルの「公益性」にも注意を払って、それぞれの時代の経済にとってそれがもつ意味を再検討する必要があるというのだ。その際、シュターベルを孤立して考えるのではなく、他の経済関係

の制度との連鎖において追究すべきなのである。この2つの論点に「社会諸層の合意・妥協の産物としての制度」の観点を加味し、それら利害当事者の見解を載せた多様な種類の史料を

駆使して、シュターペルの辿る変化を、「経済システム・社会集団(史料)・制度」の交互関係に注目しつつ追跡することが今後の課題となる。

〔九州大学経済学部教授〕